

## 【消費者問題に関する特別委員会】

### ○公益通報者保護法の一部を改正する法律案（内閣提出第32号）要旨

本案は、近年の事業者の公益通報への対応状況及び公益通報者の保護を巡る国内外の動向に鑑み、事業者が公益通報に適切に対応するための体制整備の徹底と実効性の向上、公益通報者の範囲拡大、公益通報を阻害する要因への対処及び公益通報を理由とする不利益な取扱いの抑止・救済の強化を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 一 事業者が公益通報に適切に対応するための体制整備の徹底と実効性の向上
  - 1 公益通報対応業務の従事者指定義務に違反する事業者に対し、現行法の指導・助言、勧告権限に加え、勧告に従わない場合の命令権及び命令違反時の刑事罰を新設すること。また、事業者に対する現行法の報告徴収権限に加え、立入検査権限を新設するとともに、報告懈怠、検査拒否等に対する刑事罰を新設すること。
  - 2 現行法の体制整備義務の例示として、労働者等に対する事業者の公益通報対応体制の周知義務を明示すること。
- 二 公益通報者の範囲拡大

公益通報者の範囲に、事業者と業務委託関係にあるフリーランスを追加し、公益通報を理由とする業務委託契約の解除その他不利益な取扱いを禁止すること。
- 三 公益通報を阻害する要因への対処
  - 1 事業者が、労働者等に対し、正当な理由がなく、公益通報をしない旨の合意をすることを求めること等によって公益通報を妨げる行為をすることを禁止し、これに違反してされた合意等の法律行為を無効とすること。
  - 2 事業者が、正当な理由がなく、公益通報者を特定することを目的とする行為をすることを禁止すること。
- 四 公益通報を理由とする不利益な取扱いの抑止・救済の強化
  - 1 公益通報後1年以内の解雇又は懲戒は公益通報を理由としてされたものと推定すること。
  - 2 公益通報を理由として解雇又は懲戒をした者に対し、直罰を新設すること。
  - 3 公益通報を理由とする一般職の国家公務員等に対する不利益な取扱いを禁止し、これに違反して分限免職又は懲戒処分をした者に対し、直罰を新設すること。

## 五 施行期日

この法律は、公布の日から起算して1年6月を超えない範囲内において政令で定める日から施行するものとする。

### (修正要旨)

検討規定について、検討の目途を「施行後5年」から「施行後3年」とすること。

### (附帯決議)

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

- 一 公益通報を理由とした不利益取扱いに関し、解雇・懲戒に加え、通報に対する報復を目的とした配置転換についても無効とした上で、民事裁判において事業者側に立証責任を負わせること及び当該配置転換を行った者に対する刑事罰の適用についての検討を行うこと。
- 二 公益通報を行おうとする者が躊躇することのないよう、資料の持ち出し等のいわゆる「公益通報に付随する行為」に関しても、公益通報を理由とした不利益取扱いと同様に解雇・懲戒について禁止するとともに、これを無効とした上で、民事裁判において事業者側に立証責任を負わせること及び「公益通報に付随する行為」を理由に解雇・懲戒を行った者に対する刑事罰の適用についての検討を行うこと。
- 三 公益通報の通報先である内部通報窓口の充実を図るため、公益通報対応体制整備義務の対象事業者の拡大についての検討を行うこと。
- 四 事業者における通報の妨害及び通報者探索の禁止対象とならない「正当な理由」について、考え方を明らかにするとともに、内閣総理大臣が定める指針等において、潜脱的な行為を防ぐため、その範囲を限定して規定した上で適切な周知を行うこと。
- 五 昨今の地方公共団体における公益通報制度に係る事案を念頭に、消費者庁は地方公共団体に対する地方自治法に基づく技術的助言を行うとともに、地方自治の本旨を踏まえ、本法第20条にある国及び地方公共団体への除外規定の在り方についての検討を行うこと。
- 六 濫用的通報が公益通報対応業務従事者等の内部通報担当者の負担となることに鑑み、消費者庁は法が適正に運用されることを目的として濫用的通報の実態を調査し、その結果を踏まえ必要な措置を検討すること。
- 七 消費者庁は、内部通報体制整備義務の履行を徹底し、新設された立入検査

権を実効性あるものとするため、同庁内部の人材育成・人員増強・必要な予算の確保を行うとともに、将来的に本法の規定に違反した事業者に対する行政措置を十分に担うことのできる体制を整えるための組織的基盤の強化を図ること。

八 本法附則第9条に基づく本法の見直しは、本委員会での審議を踏まえ、「公益通報者保護制度検討会報告書」に挙げられた検討項目等の諸課題について、速やかに随時立法事実の収集に努め、必要に応じて改正についての具体的な検討を行うこと。

九 本法附則第9条に基づく検討に当たっては前述したものに加え、正当な理由のない通報者探索に対する規制の在り方、保護される者の範囲の更なる拡大、公益通報に該当する行為に係る刑事上の責任の免除、公益通報に関する紛争の迅速かつ適正な解決に資する制度の在り方、通報対象事実の範囲の抜本的な見直し、事業者の内部通報窓口の設置に係る負担軽減等についても検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずること。

## ＜委員会決議＞

### ○地方消費者行政の充実・強化に関する件

地域における消費者行政は、住民の消費生活における安全・安心確保の根幹であり、質の高い相談・救済が受けられる体制を全国的に維持・拡充することは、被害の防止を含め消費者全体の利益に資するものであり、消費者政策の最重要課題の一つである。政府は、このような認識のもと、地方消費者行政の充実・強化に向け、次の事項について適切な措置を講じるべきである。

一 地方消費者行政強化交付金推進事業の活用期限を終えた地方公共団体が、引き続き消費生活センターの運営等を継続できるよう必要な対策を講じること。

二 消費生活相談員による日々の相談対応の成果が、情報集約・共有システム（PIO-NET）を通じて国の消費者行政の企画・立案・執行に不可欠な基盤となっていることに鑑み、消費生活相談員がその能力を十全に発揮できる環境整備とともに、地方公共団体において消費生活相談員の専門性に見合った処遇が促進されるよう、必要な対策を講じること。

三 高齢化の加速、単身世帯の増加等の環境変化に対応するため、見守り活動や出前講座の充実など、積極的に地域に出向くことができるよう消費生活センターの体制整備を促進するために必要な対策を講じること。

- 四 全国的な人手不足の中、消費生活相談員の担い手確保や計画的な人材育成、専門性のさらなる向上など人材強化のために、地方公共団体が地域の実情に応じた取組を展開できるよう必要な対策を講じること。
- 五 上記の対策を講じるに際しては、人口減少・高齢化の加速、単身世帯の増加、デジタル化等地方消費者行政を取り巻く環境変化に地方公共団体が適切かつ安定的に対応できるよう、地方消費者行政強化交付金の仕組みを見直すこと。
- 六 現在進められている新しいPIO-NETへの移行を円滑かつ着実に実現し、消費者の利便性向上及び消費生活相談員の負担軽減、業務効率化を図ること。  
右決議する。